

当院は厚生労働大臣が定める基準の保険医療機関です

1. 看護体制

当院には、看護職員（看護師及び准看護師）が5名以上、看護補助者が5名以上勤務しています。

2. 当院は、従業員以外の者による看護（付添看護）は認められません。

3. 当院は、入院時食事療養・生活療養（Ⅱ）の承認を受けています

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。
（食事提供時間：朝食8時、昼食12時、夕食18時以降）

4. 当院の届出事項

➤ 基本診療料

- ・有床診療所療養病床入院基本料
- ・診療所療養病床療養環境加算
- ・時間外対応加算1
- ・身体的拘束最小化推進体制加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3

➤ 特掲診療料

- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・地域支援・外来医薬品供給対応体制加算3
- ・入院ベースアップ評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

5. 差額室料（消費税込）

病室	201・202・203・205号室	料金	1,210円/日
----	-------------------	----	----------

6. 保険外負担

別表参照

7. その他

当院は各種の指定を受けた医療機関です

- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病の患者に対する医療等に関する第14条第1項の規定による指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関（更生医療）